

随意契約(プロポーザル等を除く)一覧表(建設局分)(令和5年10月分)

No.	担当課	問合せ先 (直通)	業務名	契約業者名	契約金額 (税込)(円)	契約日	随意契約の理由及び根拠法令	随意契約の 種別	備考
1	路政課	228-7417	道路占用物件管理システム改修 業務	(株)パスコ大阪第一支店	2,156,000	R5.10.27	<p>本業務は、統合型GISのサブシステムである道路占用物件管理システムにおいて、占用料の改定に伴い、システム改修を行うものである。</p> <p>既存の当該システムを継続して使用することを前提として、当該システム全体の機能を損なうことなく当該改修に対応することを目的としているため、当該目的を達成しつつ当該システムを継続的かつ円滑に使用できるようにするためには、プログラムの変更内容・テスト内容・本市独自のカスタマイズ部分の影響範囲の抽出等、改修にあたっての詳細な手順を把握し作業を行うなど、当該システムの設定にかかる詳細な知識や技術が不可欠であるため、当該システムを構築した者以外の者による履行は見込めず、契約の性質及び目的が競争入札に適さない。</p> <p>当該システムの設定にかかる詳細な知識等を有しない者が本業務を履行しようとする、システム設定の誤りや漏れ、改修作業の長期化などが生じ、システム処理の誤りによる市民への占用許可に関する誤りや遅延などが発生し、また、建設局内においても道路工事情報の共有や総括的な管理が出来なくなるなど、市民サービスに重大な影響を及ぼす恐れがある。</p> <p>以上の理由により、本業務を適正に履行できる者は、当該システムの詳細な知識等を有する、当該システムを構築した当該業者以外に無いため、随意契約を行うものである。</p> <p>(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)</p>	1者随契	
2	法定外公共物課	228-7093	法定外公共物管理台帳作成業務	国際航業(株)大阪支店	4,576,000	R5.10.27	<p>本業務は、長挟物(譲与物件)情報、境界確定情報、使用許可情報を最新の情報に更新するものであり、当該目的を達成しつつ、今後も当該システムを継続して安定的かつ円滑に運用するためには、既存のデータとの整合性の確保等、当該システムの設定にかかる詳細な知識や技術が不可欠であるため、当該システムを構築した者以外の者による適正な履行は見込めず、契約の性質及び目的が競争入札に適さない。</p> <p>仮に、当該システムの設定に係る詳細な知識等を有しない者が本業務を履行しようとする、システム設定の誤りや漏れ、工数の増加等が生じる恐れがあること、また、処理の誤りによる各業務の遅延が発生し、法定外公共物課で提供する市民サービス全般に重大な影響を及ぼす恐れがある。</p> <p>以上のことより、本業務を適正に履行できるものは、当該システムの詳細な知識等を有する、当該システムを構築した業者である国際航業株式会社大阪支店以外にないため、当該業者への随意契約を行うものである。</p> <p>(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)</p>	1者随契	

随意契約(プロポーザル等を除く)一覧表(建設局分)(令和5年10月分)

No.	担当課	問合せ先 (直通)	業務名	契約業者名	契約金額 (税込)(円)	契約日	随意契約の理由及び根拠法令	随意契約の 種別	備考
3	河川水路課	228-7418	土居川海水導水ポンプ点検業務	(株)鶴見製作所	9,900,000	R5.10.12	<p>本業務は、1号機ポンプの定期点検及び、令和3年度に行った定期点検においてオイル異常の見られた2号機ポンプの詳細点検を行うものである。</p> <p>これらのポンプは、地表面に露出されたものではなく、機器が激しく劣化しやすい海水中に設置されており、汎用品ではなく海水耐性を含めた特殊仕様ポンプとなっている。特殊ポンプであることから、交換部品の多くはポンプの製作者である当該業者しか製造することができず、当該業者のみが分解・組立のノウハウを有している。</p> <p>今回の詳細点検においては、この特殊ポンプを一旦分解し、劣化が確認された消耗品等を交換し、再度組立てることを一連の業務として行うものであり、平成21年度に設置した当該ポンプの耐用年数である15年を迎えたが、詳細点検を行うことで、さらに約10年ほど使用することができるようにするものである。</p> <p>当該目的を達成しつつ、継続してポンプを使用できるようにするためには、当該ポンプの詳細な設計等、当該ポンプについての詳細な知識や技術が不可欠であるため、当該ポンプを製作した者以外の者による履行は見込めず、契約の性質及び目的が競争入札に適しない。</p> <p>当該ポンプを製作した業者以外が本業務を履行した場合、ポンプが緊急停止するなどの重大な不具合が生じ、土居川の悪臭や白濁化を招く可能性がある。</p> <p>以上のことより、本業務を適正に履行できる者は、当該ポンプの製作及び組立てを行い、詳細な知識等を有する株式会社鶴見製作所しかいないため、当該業者と随意契約を行うものである。</p> <p>(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)</p>	1者随契	